

InfoSphere IP シリーズ利用規約
『モバイル接続サービス
モバイルライトプラン for 「フレッツ」版』

株式会社 エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ

InfoSphere IP シリーズ利用規約
『モバイル接続サービス モバイルライトプラン for 「フレッツ」版』

第1章 総則

第1条(利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、InfoSphere IP シリーズ利用規約『モバイル接続サービス モバイルライトプラン for 「フレッツ」版』(以下、「利用規約」といいます。)を定め、利用規約を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者(以下、「契約者」といいます。)に対し、利用規約に基づき InfoSphere IP シリーズ(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。

2 契約者は利用規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。

第2条(利用規約の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、利用規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の利用規約によります。

2 利用規約の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。ただし、この通知が到達しない場合であっても、変更後の利用規約が適用されるものとします。

第3条(用語の定義)

利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ネットワークID	当社が契約者に対し付与する PPP ログイン名
ネットワークパスワード	当社が契約者に対し付与する PPP パスワード
SIM カード	当社が契約者に貸与する、インターネット接続を行う為の通信用 SIM カード
ユニバーサルサービス	基礎的電気通信役務(国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信の役務をいう)として電気通信事業法で定義されているサービスです。現在 NTT 東日本および NTT 西日本が提供している、加入電話や公衆電話、緊急通報がこれにあたります。(電気通信事業法 第二章 電気通信事業の第七条 基礎的電気通信役務の提供)
ユニバーサルサービス制度	ユニバーサルサービスの提供確保に必要な費用が不足した場合に、その費用を電話サービス提供事業者全体で応分負担する仕組みです。
基礎的電気通信役務支援機関	ユニバーサルサービス支援機関ともいいます。電気通信事業法(第106条)の規定に基づき、ユニバーサルサービス(基礎的電気通信役務)の提供を確保するため、当該役務を提供する適格電気通信事業者に対して交付金を交付するとともに、当該交付金の交付に要する費用に充てるため、接続電気通信事業者等から負担金を徴収すること等を業務とする総務大臣から指定された機関をいいます。社団法人電気通信事業者協会がこれにあたります。

第4条(サービスの提供地域および提供範囲)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2 当社が提供する SIM カードは当社が契約するデータ通信網で接続されるものとし、責任分界点は当社より提供する SIM カードまでとします。

第2章 契約

第5条(契約単位と最低契約数)

一つの本サービスに対し、それぞれ InfoSphere IP サービス契約(以下、「本契約」といいます。)を締結するものとします。

2 当社は、業務上必要なときは、本規約の特約を定めることがあります。この場合、契約者は、本規約とともに特約も遵守するものとします。

第6条(本サービスの内容)

本サービスは基本サービスからなり、その種類は以下のとおりとします。

サービスの種類	提供条件
モバイル接続サービス モバイルライトプラン for 「フレッツ」	<p>(1) 株式会社 NTT ドコモの提供する「FOMA」パケット通信サービスを利用して、ネットワークIDにてインターネットに接続できます。</p> <p>(2) サービス提供地域・アクセスポイントは NTTdocomo が提供する地域内で利用可能です。ただし、サービスエリア内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</p> <p>(3) 本サービスをご利用の場合当社から契約者に SIM カードを 1 枚貸し出します。提供条件については第 10 章(SIM カード)にて定義します。</p> <p>(4) 本サービスの通信速度は上り最大 0.5Mbps、下り最大 0.5Mbps とします。</p> <p>(5) 常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>
モバイル接続サービス モバイルライトプラン for 「フレッツ」LTE	<p>(1) 株式会社 NTT ドコモの提供する「Xi」パケット通信サービスおよび「FOMA」パケット通信サービスを利用して、ネットワークIDにてインターネットに接続できます。</p> <p>(2) サービス提供地域・アクセスポイントは NTTdocomo が提供する地域内で利用可能です。ただし、サービスエリア内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。</p> <p>(3) 本サービスをご利用の場合当社から契約者に SIM カードを 1 枚貸し出します。提供条件については第 10 章(SIM カード)にて定義します。</p> <p>(4) 本サービスの通信速度は上り最大 0.5Mbps、下り最大 0.5Mbps とします。</p> <p>(5) 常時接続、最高速度および帯域については、保証しません。</p>

2 本サービスは、東日本電信電話株式会社が提供する「フレッツ・スポット」に付随して提供されます。

第7条 (ID, パスワードおよびドメイン)

当社は、基本サービスの提供にあたりネットワークID、パスワード、および使用するドメインを定めます。

2 パスワードは契約者が変更できるものとします。

第8条 (権利の譲渡等の制限)

契約者は、本契約を譲渡する場合には、当社の定める方法により、契約を譲り受けるもの(以下、「譲受者」といいます。)とともに当社に申込みものとします。

2 当社は、前項の譲渡申込にあたり、契約者または譲受者の本人確認のために資料等を提出していただくことがあります。

3 契約譲渡にあたっては、当社に、別紙 1 に定める契約譲渡手数料を支払うこととします。

4 当社が、契約譲渡を承諾した場合には、契約譲渡承諾日を記載した文書により、譲受者に通知します。

5 当社が、契約譲渡を承諾した場合は、譲受者は、契約者が当社に対して負っている本契約に基づく一切の債務を継承するものとします。

6 当社は、譲受者が第 10 条(契約申込の承諾)4 項に該当する場合もしくは本契約が第 20 条(提供停止)1 項に該当し、提供停止となっている場合には、契約譲渡を承諾しない場合があります。

7 本契約から生じる契約上の地位を、本条に定めるほか、当社の承諾なく、他に譲渡、賃貸、質入れ等の行為をすることができません。

第 3 章 申込および承諾

第9条 (契約申込の方法)

本サービスの利用の申込は、当社が別途定める方法により行うものとします。

2 前項の利用申込にあたり、本人確認のための資料等を提出していただく場合があります。

3 利用申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報に記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、本人に同意を得た上で記載するものとします。

4 契約者は、当社が、本サービスの提供に必要な範囲において、委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

第10条 (契約申込の承諾)

当社が、サービスの利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した文書により契約者に通知します。サービスに関する利用契約の成立日は、この利用開始日とします。

2 契約申込に係る本サービスの提供は、当社が申込を受け付けた順とします。ただし、当社が必要と認めるときは、その順序を変

更することがあります。

3 当社は、次の場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの提供が技術上著しく困難なとき。
- (2) 本サービスの申込をした者が当社の提供するサービスの料金または手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (3) 本サービスの申込をした者が第 20 条(提供停止)第1項各号に現に該当し、または該当するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスの申込をした者が過去において第 20 条(提供停止)第 1 項各号に該当したとき、または、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。
- (5) 申込書等に虚偽の事実を記載したとき。
- (6) 本サービスの申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。
- (7) 申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。
- (8) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき。

4 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対し書面またはその他の方法でその旨を通知します。

第 4 章 契約事項の変更

第11条 (契約事項の変更)

契約者が契約事項の変更を希望する場合には、当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

2 当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3 当社は、第 1 項の請求があった場合において、その請求を承諾することが当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を契約者に通知します。

第12条 (契約者の名称等の変更)

契約者は、以下の各号に変更があった場合は、その旨を当社が別途定める方法により、すみやかに当社に届け出るものとします。

なお、変更の届け出があったときは、当社は、その届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

- (1) 氏名または名称
- (2) 住所または居所
- (3) 連絡先電話番号、電子メールアドレス

第13条 (契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した場合には、利用契約は終了します。

2 契約者である法人が合併または会社分割、営業譲渡などにより契約者の地位の承継があった場合には、契約者はその旨をただちに当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。当社が承継を承諾しない場合、当社はその通知受領後 30 日以内に、当該承継法人に書面により通知の上、利用契約を解除することができるものとします。当社がこの解除権を行使しなかった場合には、当該承継法人は利用契約に基づき被承継法人が当社に対して負っている一切の債務を承継するものとします。

3 当社は、前条および本条の規定による届け出は東日本電信電話株式会社より、同等の内容の通知があった場合には、届け出があったとすることができるものとします。ただし、本項の規定は、契約者からの届け出を免除するものではありません。

第 5 章 契約者の義務

第14条 (ID、パスワードの管理)

契約者は本サービスにて提供される ID およびパスワードを厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されたことを判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ID およびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害について、一切の責任を負わないものとします。

第15条 (技術基準の維持)

契約者は、第 52 条(技術的条件)に定める技術的条件を遵守するものとします。

第16条 (電子メールの受領)

契約者は、常に当社からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼

のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスや、ビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信する場合があります。

第17条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1)法令に違反する、またはそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為。
- (2)当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (3)個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用いて収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4)個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (5)当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (6)当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (7)犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそのおそれのある行為。
- (8)虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (9)公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- (10)無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (11)わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信・記録・保存する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (12)風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下、「風営適正化法」といいます。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為。
- (13)インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下、「出会い系サイト規制法」といいます。)が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為。
- (14)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為。
- (15)当社の本サービスの提供を妨害する行為、またはそのおそれのある行為。
- (16)第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為。
- (17)当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、およびそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為。
- (18)無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (19)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、またはそのおそれのある行為。
- (20)第三者の通信環境を無断で国際電話あるいはダイヤル Q2 等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為。
- (21)本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為。
- (22)他人の ID を不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (23)ひとつの ID を重複して同時にログインする行為。
- (24)その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為。

2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等となる行為を含みます。

3 第1項第12号および第13号については、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第20条(提供停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことがあります。

4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとして当社で判断した場合、当社は、第20条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第6章 利用の制限、提供停止、提供中止および本サービスの廃止

第18条 (利用の制限)

第 18 条 当社は、天災事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2 当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

3 当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第19条 (児童ポルノ画像のブロック)

当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条の規定は、当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

第20条 (提供停止)

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。

(2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反した場合。

(3) 当社が提供するサービスに関し、直接または間接に当社または第三者に対し、過大な負荷や重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき。

(4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき。

(5) 料金収納代行会社、金融機関等により、契約者が指定した支払い口座が使用することができなくなったとき。

(6) その他、当社が不適切と判断する行為をなしたとき。

2 当社は、契約者が次の各号に該当するときは、事前に当該契約者に通知することなく、当該契約者に対する本サービスの一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務の履行を怠ったとき。

(2) 第 5 章に定める契約者の義務に違反した場合。

(3) 一時に多数の電子メールを送信する場合において、直接または間接に当社の通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあると認められる場合または第三者の電子メール通信に著しく支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずる場合があります。

(4) 本サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスのあるサーバを設置するなどしたり、ファイル転送のコンピュータプログラムを常時起動して使用するなどして、本サービスで提供しえる通信帯域を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信量を継続的に発生させ、他の契約者の通信に著しく支障が生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずる場合があります。

(5) 当社のネームサーバ(DNS)に対し、コンピュータまたは通信機器などから名前解決の問い合わせ(query)を送信し、当社のネームサーバ(DNS)に負や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ(query)に回答しない措置を当社のネームサーバ(DNS)に講ずる場合があります。

3 第 1 項および第 2 項による本サービスの提供の停止は、原則として、停止条件に該当する限り継続するものとし、当社は、契約者が停止条件に該当しなくなった後、停止の解除措置を行います。ただし、停止の解除措置には、数日要する場合がありますことを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、前項の規定により本サービスの全部もしくは一部の提供の停止、あるいは停止のために必要な措置をとるときは、あらかじめその理由および提供の停止をする日または予定の日を契約者に通知します。ただし、設備保全上必要な場合または当社および第三者の被害の拡大が予想される場合など緊急やむを得ない場合は、即時に停止を行い、事後に通知します。これらの措置および措置の解除等により契約者に損害が発生した場合、当社は、一切の責任を負わないものとします。

5 当社は、契約者の登録した情報等または契約者の管理する情報等が、当社の定める所定の基準を超えた場合または第 17 条(禁止行為)各号のいずれかに該当するときは、契約者に対し、何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除し、または情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

6 当社は、前項に基づく情報等の削除または転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

第21条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。
- (2) 当社が設置する通信設備の障害等やむを得ないとき。
- (3) 第18条(利用の制限)に基づき本サービスの利用の制限を行うとき

2 当社は、本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し事前にその旨、理由および期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第22条 (本サービスの廃止)

当社は、当社の都合により、本サービスを廃止することがあります。

本サービスを廃止する場合には、6ヶ月以上前に、書面、その他の方法をもって契約者にそのことを周知し、本サービスを廃止することとします。

2 本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第7章 契約の解除

第23条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者が利用契約を解除しようとするときは、解除する旨および解除するサービスの種類などを当社が別途定める方法により当社に通知するものとします。

2 前項の通知を受領した日の属する暦月末日を解約日とします。

ただし、前項の通知を受領した日から暦月末日までが3営業日未満であるときは、その次の暦月末日を解約日とします。

第24条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、次に掲げる事由があるときは、あらかじめ契約者に通知することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第20条(提供停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合において、停止の日から10日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき。
- (2) 第20条(提供停止)の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) 第10条(契約申込の承諾)第4項各号のいずれかの事由が判明、または発生したとき。
- (4) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金の支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届け出ない場合。
- (5) 当社が提供する他のサービスにおいて、利用規約違反により契約を解除されたとき。
- (6) 第22条(本サービスの廃止)に基づき、当社が、本サービスを廃止するとき。

第8章 料金等

第25条 (料金の額)

当社が提供する本サービスに関する料金およびその計算方法は、別紙1のとおりとします。

第26条 (料金等の支払義務)

契約者は、前条(料金の額)に規定する料金を支払う義務を負います。

2 当社が、第10条(契約申込の承諾)第4項の規定に従い、本サービスの利用の申込を承諾しなかった場合において、本サービスの申込をした者が、本サービス利用の申込をなした時点から本サービスの利用の申込を承諾しない旨の通知を受領するまでの間に本サービスを利用した場合には、当社は当該利用者に対し、利用期間に応じ日割で計算した料金相当額を請求できるものとします。

第27条 (料金等の支払方法)

契約者は、別紙1に示した料金の支払方法の中から申込時に申請し、その申請に基づいて当社が承諾した方法により料金を支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関等との契約条項または当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第28条 (割増金)

料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第29条 (延滞利息)

契約者が、料金その他の債務(延滞利息は除きます。)について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は、支払い期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

第30条 (割増金等の支払方法)

第 27 条(割増金)および前条(延滞利息)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

第31条 (消費税)

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払について消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第32条 (端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第33条 (集金代行の委託)

契約者は、本サービスの料金等の入金案内について、当社が当該債権の入金案内業務を、集金代行業務を行なう会社へ委託することを、予め承諾するものとします。

第34条 (ユニバーサルサービス料の支払義務)

契約者は、当社に対し本サービスの債務を支払う際に、電気通信事業法(平成 18 年 6 月 2 日法律第五〇号)および同法に関する法令の規定により、基礎的電気通信役務支援機関が算定して公表する番号単価相当額を併せて毎月支払うものとします。

2 契約者は、利用規約に基づいて当社が定める利用開始日から起算して本サービスの解約日までの期間で、毎月月末時点で本サービスの登録があった場合に、第 25 条(料金の額)に規定する料金を支払う義務を負います。

第 9 章 損害賠償

第35条 (損害賠償の範囲)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し、本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、連続して 24 時間以上、本サービスが全く利用できなかったときに限り、損害の賠償をします。

2 前項の場合において、当社はその料金月における基本料金額を限度として損害の賠償をします。

3 第 1 項の場合において、当社に故意または重大な過失により本サービスを提供しなかった場合には、前項の規定は適用しません。

第36条 (免責)

契約者が本サービスの利用に起因して損害(情報等が破損もしくは滅失したことによる損害、または契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない)を負うことがあっても、当社は、その原因の如何を問わず、前条(損害賠償の範囲)で規定する責任以外には、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失があった場合には、本条を適用しません。

第 10 章 SIM カード

第37条 (SIM カード)

当社は1つの基本サービスにつき定められた枚数の SIM カードを貸与します。

第38条 (SIM カードの引渡し)

当社は契約者に対し、SIM カードを契約者が指定した送付先に当社指定の手段にて届けることとします。

2 契約者が SIM カードを受領したことにより引き渡し完了したものとします。

第39条 (保証)

当社は引渡時において SIM カードをその目的に従った利用をした場合、正常に機能することのみを保証します。

2 前項の場合、契約者が予め定めた当社の接続サービス以外に接続して SIM カードを利用したこと起因して発生した不具合については、その予見可能性の有無を問わず当社はその責を負わないものとします。

第40条 (保守)

当社は契約期間内において、SIM カード本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、契約者の責任ではない故障が発生した場合に限り、当社の負担で SIM カードの交換を行います。

2 契約者の責任により SIM カードが故障した場合、その交換に関する費用については、契約者の負担とし、契約者は SIM 紛失/交換手数料および初期費用相当額を支払うものとします。

3 1項にもとづく交換作業については別途当社が定める方法にて行うこととします。

第41条 (SIM カードの使用・保管)

契約者は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって、保管・使用するものとします。

第42条 (SIM カード機器に関する禁止行為)

契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) SIM カードを日本国外に持ち出すこと。
- (2) SIM カードを譲渡または担保に供すること。
- (3) SIM カードを転貸または売却して第三者に利用させること。
- (4) SIM カードを分解、解析、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること。

2 前項の規定に違反して SIM カードを亡失または毀損した場合には、SIM カードを交換することとし、契約者は SIM 紛失/交換手数料および初期費用相当額を支払うものとします。

3 契約者が第 1 項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第 20 条(提供停止)に定める措置を行うほか、契約者の違反行為に対する苦情対応に要した稼働等の費用、および当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することがあります。

第43条 (SIM カードの老朽化時の取扱い)

SIM カードが老朽化し正常な運転の維持が不可能であると当社が判断した場合、当社と利用者の間で別途協議の上当該機器の以後の取り扱いを決定するものとします。

第44条 (損害賠償請求)

本利用規約第40条(SIM カードの使用・保管)、第41条(SIM カード機器に関する禁止行為)の場合において、当社が損害を被った場合、当社は契約者に対し、利用契約を解約せずに損害賠償の請求をすることができるものとします。

第45条 (SIM カードの滅失・毀損)

契約者が SIM カードを紛失(盗難による場合を含む)、破損、滅失した場合、契約者は当社に対し直ちにその旨を通知し、その原因を問わず SIM 紛失/交換手数料および初期費用相当額を当社に支払うものとします。

第46条 (SIM カードの返還)

第 23 条(契約者が行う利用契約の解約)により、契約者が利用契約の解約を通知した場合、または第 24 条((当社が行う利用契約の解除)により当社が利用契約の解除を行った場合に契約者は、当社の指示に従い当社の指定する期間内に、本件 SIM カードを返還するものとします。ただし、当社は契約者に通知して SIM カードの所有権を放棄することができるものとします。なお、この場合、当社は SIM カードについて、品質の保証、トラブル、第三者からの苦情等、何ら責任を負わないものとします。

2 前項の期間内に、契約者が SIM カードを当社に返還しない場合、当社は契約者に対して、SIM 紛失/交換手数料を請求することができるものとします。

第 11 章 雑則

第47条 (当社の装置維持基準)

当社は、本サービスを正常な状態に維持するよう善良なる管理者の注意義務をもって当社の設備を維持します。

第48条 (当社の装置維持基準)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者もしくは第三者に対して損害を与えた場合または契約者が他の契約者もしくは

第三者と紛争が生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

第49条 (お客さま情報の保護)

当社は、本契約に関連し、知り得た契約者の技術上、営業上またはその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。

3 当社は、お客さま情報を、本利用規約に明示された場合または法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含む。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。

4 本サービスの提供にあたって、主たるサービスである「フレッツ・スポット」の契約状況を確認する為、「フレッツ・スポット」サービスの提供者である東日本電信電話株式会社より契約者の「フレッツ・スポット」解約状況を受領し利用することとします。

5 契約者は、本サービスの提供または本サービスに係る料金の適用に当たり必要があるときは、当社が、東日本電信電話株式会社から必要な契約者の情報を受けることについて了承するものとします。

6 契約者は、当社が、東日本電信電話株式会社から請求があった時に、契約者に関する情報を東日本電信電話株式会社に通知することを承諾するものとします。

第50条 (管轄裁判所)

契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第51条 (準拠法)

本契約の解釈、適用、履行については、特別の定めがない限り、日本法を適用します。

第52条 (技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、別紙 2 のとおりとします。

附則

この利用規約は、平成 27 年 6 月 15 日から実施します。

別紙1

【1 基本サービスの料金】

(税別)

サービス名	モバイルライトプラン for 「フレッツ」	モバイルライトプラン for 「フレッツ」LTE
初期費用	3,000 円	
月額基本料	1,686 円	

※ 申込方法は、東日本電信電話株式会社経由での申請のみとします。

※ 支払方法は、NTT ファイナンス株式会社による利用料金回収代行、請求書払いのいずれかとなります。

【2 ユニバーサルサービス料】

ユニバーサルサービス料	基礎的電気通信役務支援機関が公表した番号単価※1（消費税課税の適用を受けず）
-------------	--

※1 1 番号あたりの負担額として基礎的電気通信役務支援機関が算定して公表します。

番号単価は番号総数などを基準にして半年ごとに見直されます。

※ 1 円未満の料金につきましては、ご請求金額の合計時、「端数切捨て」でご請求させていただきます。

【3 事務手数料】

(税別)

契約譲渡手数料	2,000円/契約
---------	-----------

【4 料金の計算方法】

(サービス料金の計算方法)

下記の料金を合計した額を請求します。

加入月※1の料金計算方法	基本サービスの初期費用 ユニバーサルサービス料
平常月の料金計算方法	基本サービスの月額基本料 ユニバーサルサービス料
加入月※1に利用契約が解除された場合の加入月の料金計算方法	基本サービスの初期費用 基本サービスの月額基本料 ユニバーサルサービス料

※1 加入月とは利用開始日が含まれる月を指します。

別紙2 モバイル接続サービス技術的事項

1. 責任の分界点

SIM カードを責任分界点とします。

2. 技術的事項

接続に使用するソフトウェアとして RFC1548、RFC1570 に定められたプロトコルに準拠した PPP ソフトウェアを使用させていただきます。